

(平成24・3・22)

新第64期集合修習B班カリキュラムの概要

司 法 研 修 所

は し が き

平成22年度11月期（新第64期）司法修習生のうち、実務修習地が東京、立川、さいたま、横浜、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山以外である者（B班）を対象とする集合修習のカリキュラムは、15クラス編成で平成23年9月27日に開始され、同年11月16日に終了した（その後、司法修習生考試が行われた。）。

新第64期B班の集合修習のカリキュラムの概要は、この資料及び別添「平成22年11月期採用（新第64期）司法修習生B班集合修習日程予定表」のとおりである。なお、新第64期A班の集合修習のカリキュラムの概要は、平成24年1月に配属庁会に情報提供済みであるので、併せて御参照いただきたい。

集合修習A班のカリキュラムの説明と重複する部分もあるが、読みやすさの観点から、基本的には割愛せずに説明を加えた。なお、修習記録等でA班で使用したものと同一のときは、その旨を注意的に記載してある。

第 1 民事関係科目

I 民事裁判

1 講義	1
2 起案	1

II 民事弁護

1 講義	6
2 問題研究	7
3 起案	7
4 演習（立証活動）	9

III 民事共通

1 民事共通演習 1	11
2 民事共通演習 2 から 4 まで	11
3 民事共通問題研究（和解条項）	14
4 民事共通講義（不動産登記）	14

第 2 刑事関係科目

I 刑事裁判

1 講義	15
2 起案	15
3 問題研究 1 及び 2	17

II 検 察

1 講義	19
2 起案	19
3 問題研究（被害者保護）	21

III 刑事弁護

1 講義	22
2 起案	22
3 問題研究	23

IV 刑事共通

1 刑事共通演習 1 及び 2	26
2 刑事共通問題研究	27

第 3 その他の共通科目等

I 全科目共通	28
II 弁護共通	28

第1 民事関係科目

I 民事裁判

1 講義

(1) 講義1

集合修習の冒頭に、集合修習における民事裁判科目及び民事共通科目の修習内容を説明してその意義を理解させ、今後の学習方法に関する指導を行うことで集合修習への動機付けを行うとともに、事実認定について、分野別実務修習の成果を理論的・体系的に整理するという観点から、基礎的な事項の復習となる講義を行った。

(2) 民裁問題研究

修習記録を使用した事実認定起案への導入として、修習記録を使用し、判断の基礎となる重要な事実をどのような証拠から認定すべきか、認定した重要な事実を踏まえて結論に至る判断の過程をどのように考えるかについて検討させ、講評を行った。併せて、当該修習記録において問題となる、市街化調整区域における開発行為の規制についても説明し、より広い視野に立った事件の検討について、視点を提供した。

(3) 講義2

後記の民事共通演習1に引き続き、同演習におけるプリント教材を使用した主張整理についての検討を踏まえ、講評を行った。

(4) 講義3

民事裁判修習の総括を行い、実務家になるに当たっての心構えなどを講義した。

2 起案

(1) 総説

民事裁判科目の起案においては、第59期後期から、主張整理用と事実認定用の異なる事件の2冊の修習記録を同時に与え、所定の時間内で主張整理起案と事実認定起案を行わせてきた。新64期集合修習(B班)では、起案1は上記方法により実施したが、起案2では1冊の修習記録を与え、主張整理及び事実認定に加え、法規範へのあてはめや法的評価の視点も取り入れた、より高度な内容の起案を実施した。

起案1の講評では、主張整理上の問題点及び事実認定上の問題点を中心に解説した。主張整理については、細かく技巧的な要件事実の知識の修得ではなく、実体法の基本的な知識、考え方を基に、実務における様々な事件に応用することができる法的思考力をかん養させるとともに、争点整理後の静的な整理にとどまらず、争点整理の動的な手続展開における主張と証拠の整理・分析力をかん養させることも意識した。また、事実認定については、具体的な事案を通じて、事実認定における書証の成立や実質的証拠力、証拠の評価や証明度、経験則などについて考えさせる実践的な指導を行った。

起案2の講評では、主張整理及び事実認定の基礎的能力の確認に加え、法規範へ

のあてはめや法的評価に関する基礎的能力のかん養に重点を置いて、実践的な指導を行った。

また、起案1、2のいずれにおいても、現代社会の実相を反映した事案や事項を取り上げることで、より実践的な観点を意識させることに意を用いた。

(2) 起案1

ア 主張整理起案

ア) 事案の概要

原告(X)は、Rに対する貸金300万円及び利息債権・遅延損害金債権(Rへの300万円の貸付け)を被保全債権として、債権者代位権により、被告(Y)に対し、Rの所有権に基づく妨害排除請求として本件土地の抵当権設定登記(Y名義登記)の抹消登記手続を求めた(請求原因)。

これに対し、Yは、Sに対し500万円を貸し付けた上で、その貸金及び遅延損害金債権(Sへの500万円の貸付け)を被担保債権として、Rとの間でR所有の本件土地に抵当権を設定する旨の合意をしたもので、Y名義登記はその抵当権設定契約に基づく有効な登記である旨主張した(抗弁)。

Xは、上記抗弁に対し、RがSへの500万円の貸付けに係る債務の弁済に代えて、R所有の中古車を代物弁済した旨主張した(再抗弁1)。

また、Xは、Sへの500万円の貸付けに係る債権の消滅時効が完成したので、Rへの300万円の貸付けに係る債権を被保全権利として、Rの消滅時効の援用権を代位行使する旨主張した(再抗弁2)。

さらに、Xは、後順位抵当権者であるX自身の時効援用権を前提にする消滅時効の主張(再抗弁3)や、YがKに対しSへの500万円の貸付けに係る債権を売却して被担保債権を失ったことにより抵当権も失う旨の主張(再抗弁4)もした。

Yは、再抗弁2に対し、被担保債権であるSへの500万円の貸付けに係る債務を決算報告書に記載したSが、Yに対し同決算報告書を示してその内容を説明することにより上記債務を承認したので、上記消滅時効は中断した旨主張した(再々抗弁1)。

また、Yは、再抗弁1との関係で、代物弁済後に、YがKに対しSへの500万円の貸付けに係る債権を売却した際、Sが異議をとどめることなく上記債権譲渡を承諾した旨主張した(再々抗弁2)。

以上のように、実務上よく見られる債権者代位権行使による抵当権設定登記抹消登記請求の事案を素材として、債権者代位権、貸金、所有権に基づく妨害排除、抵当権、代物弁済、消滅時効とその援用、時効中断、債権譲渡、異議をとどめない承諾等の民法の基本的な事項に関する主張を盛り込んだ。

イ) 起案事項等

①訴訟物の記載、②再抗弁1に関し、裁判所が釈明を求めた内容と理由の説明、及びその後の事情聴取結果を踏まえて代理人弁護士が行うべき主張の説明、③再抗弁2に関し、裁判所が釈明を求めた内容と理由の説明、及びこれを前提として代理人弁護士が主張することのできる攻撃防御方法の説明、④当事者の

主張を請求原因、抗弁等に整理した要件事実の記載、⑤抗弁以下の主張に関する実体法上の効果の記載をそれぞれ求めた。

民法の基本的事項に関する要件及び効果の正確な理解、並びにこれに基づく主張整理の在り方に関する理解度を再確認するとともに、動的な争点整理の視点から、実体法上の要件の分析を前提に、主張上の問題点及び構成可能な主張内容について、具体的事実及び書証を踏まえて検討させた。

起案の講評では、単に結論を教えるのではなく、双方向、多方向の指導方法を取り入れ、修習生に活発に意見を述べさせながら、結論に至る理由やプロセスを考えさせることに重点を置いた。また、その検討を通じて、実体法の要件及び効果の正確な理解が重要であることを再認識させることにも意を用いた。

イ 事実認定起案

ア 事案の概要

原告（X）は、被告（Y）がその顧客（K）に対して本件土地を売却するに際し、Yから、相当報酬額の支払を受けるとの約定で、本件土地上に建築する建物（本件建物）の設計を委託され（本件委託契約）、Kと打ち合わせた上で基本設計・実施設計を完了し、作成した設計図書一式（本件設計図書）をYに引き渡したとして、Yに対し、本件委託契約に基づく設計料50万円及び遅延損害金の支払を求めた。

これに対し、Yは、Xの仕事内容が出来高50万円に相当するものであることは争わないものの、KをXに紹介したに過ぎないとして、Xとの間で本件委託契約を締結した事実を否認し、設計料を負担するのはYではなくKであるなどと主張して、Xの請求を争っている。

実務上よく見られる、契約当事者が誰であるかが争点になる事案を素材として、処分証書たる契約書が存在しない場合において、直接証拠である供述証拠等の信用性の有無を補助事実や間接事実を対比等することによって判断させた上で、要証事実が認定できるかどうかを問うものである。

イ) 起案事項等

①XY間での本件委託契約を締結した事実が認められるかの結論の記載、②認定できる事実のうち、判断の基礎となる重要な事実とその認定根拠、各事実が要証事実との関係で有する意味の記載、③結論に至る判断過程の説明を、それぞれ求めた。

起案の講評では、修習生を小グループに分けて討論を行わせたり、異なる結論に至った者にそれぞれの理由や反対意見に対する疑問を述べさせて、これに対する反論や再反論をさせたりするなど、修習生が主体的に参加する方法を取り入れた。

(3) 起案2

ア 事案の概要

原告（X）は、被告（Y）に対し、Xが事務所として使用する予定で建築を計画しているという建物（延べ床面積450平方メートル以上。本件計画建物）の敷地（本件土地）を購入するに当たり、本件計画建物の建築可能性を判断するた

め、本件計画建物に関する設計・監理を依頼したことを前提として、Yは、Xとの間で平成20年8月31日に締結された設計・監理契約又は信義則に基づいて、Xに対し、誤った情報を提供してXの本件土地購入に関する判断を誤らせてはならない義務を負っていたのに、これを怠り、建築基準法の日影規制及び高度地区内の斜線制限のため、本件土地には延べ床面積450平方メートル以上の建物を建築することはできないにもかかわらず、平成20年9月14日、これを建築することができるかのようにXに説明したため、Xは、その旨誤信して本件土地を購入した結果、支出した諸経費相当額の損害を被ったと主張して、設計・監理契約の債務不履行に基づく損害賠償（請求①）又は不法行為に基づく損害賠償（請求②）並びに各遅延損害金の支払を求めた。

また、仮にYとの間の設計・監理契約の締結日が、Xが契約書に記名押印してYに送付した平成20年9月17日であるとしても、Yは同契約に基づき同様の情報提供義務を負うところ、同月18日に日影規制等に違反した図面を送付した行為が同義務違反に当たるとして、設計・監理契約の債務不履行に基づく損害賠償（請求③）及び遅延損害金の支払を求めた。

Yは、請求①に対しては、Xとの間で設計・監理契約の締結に向けて交渉はしていたものの、設計業務の範囲や設計料の額について合意に至らず、また、契約書はあるものの、それはXが本件土地購入の時点で自ら記名押印をして送り付けてきたものにすぎず、平成20年8月31日の時点では設計・監理契約は締結されなかったとして、同契約締結を前提とする債務不履行責任の成立を争っている。

また、請求②に対しては、本件事案のもとで、不法行為の前提となる契約交渉過程における情報提供義務の発生を争うとともに、仮に同義務が発生するとしても、Xが注意義務違反行為として主張する、Yの担当者が、平成20年9月14日、X担当者に対し、本件土地には延べ床面積450平方メートル以上の建物を建築することができる旨説明したとの事実を否認している。

なお、請求③に対するYの認否や主張は、記録上、記載省略とした上で、請求③に関する法的構成の当否を問うこととしている。

実務上よく見られる、建物建築に関する設計・監理契約に関する事案を素材に、主張整理及び証拠による事実認定を的確に行うことを前提として、立証の見通しや主張の当否を検討させるとともに、情報提供義務違反の有無という法規範への事実のあてはめ及び法的評価という点にも重点を置いて検討させようとするものである。

イ 起案事項等

①訴訟物の記載、②設計・監理契約の締結に関する立証の見通し、不法行為に基づく請求を追加した場合における設計・監理契約締結の主張を維持することの当否、③Yに情報提供義務違反があるかについて、判断に当たって考慮すべき事実とその認定根拠の記載を明示しつつ、結論及び理由を記載することをそれぞれ求めた。

起案の講評は、起案1の主張整理起案及び事実認定起案の講評と同様の点に留意したほか、特に法規範への事実のあてはめ及び法的評価に関する能力のかん養

に重点を置いて、事案への適用を意識して法規範を把握することや認定した事実の中で法規範の適用上着目すべき重要な事実はどれかという視点で当事者の主張及び証拠関係を把握することなどの重要性を強調し、実践的な指導を行った。

Ⅱ 民 事 弁 護

1 講義

(1) 講義 1 (民事保全)

ア 民事保全手続の概略 (ビデオ教材視聴)

具体的な民事保全事件を映像化したビデオ教材を視聴させることにより、民事保全手続の具体的なイメージを持たせた。

ビデオ教材は、ある織物屋が卸問屋に反物を納入したところ、卸問屋が手形不渡りを出したため、織物屋が留保していた所有権に基づく動産引渡請求権を被保全権利として、納入した反物の占有移転禁止の仮処分を申し立て、執行官保管に至るまでの手続の流れを映像化したものである。

イ 事例に基づく討論解説等

民事弁護教材「改訂民事保全(補正版)」を参照しながら民事保全手続を概説し、さらに、民事保全に関する基本的事項につき、実務上よく見受けられる具体的事例を素材とした設問を与え、研究討論させた。

設問の内容は、①銀行預金、土地建物等複数の仮差押目的物の存在が予想される仮差押えの事案における事前調査方法、目的物の選択及び執行方法等、②建物の賃借人が賃貸人に無断で第三者に当該建物を使用収益させていた事案において選択すべき保全命令及びその執行方法等、③所有者に無断で土地の所有権移転登記がなされていた事案において選択すべき保全命令及びその執行方法等、④保全手続において立てられた担保物の取戻方法、⑤起訴命令の申立て等の債務者側の対抗手段等を問うものである。

(2) 講義 2 (民事執行等)

ア 民事執行手続の概略的説明等

民事弁護教材「改訂民事執行(補正版)」を参照しながら民事執行手続を概説し、民事執行に関する次のような基本的事項につき、実務上よく見受けられる事例を用いて研究討論させた。

設問の内容は、①不動産明渡請求を認容する引換給付判決の執行方法、②所有権移転登記抹消登記手続請求を認容する判決の(広義の)執行方法、③和解調書に基づく建物収去土地明渡しの執行方法、④債権の差押え及びその取立ての方法、⑤仮執行宣言付判決に対する控訴に伴う強制執行停止の申立て、⑥請求異議の訴えとそれに伴う強制執行停止の申立て、⑦担保権の実行としての競売と競売手続停止の仮処分について問うものである。

イ 破産手続の概略的説明等

実務において取り扱う機会の多い倒産手続について、債権者代理人、債務者代理人及び破産管財人等裁判所から選任される機関のそれぞれの立場で関与する場合の対応や注意点等について指導を行った。

(3) 講義 3 (弁護士の職責と倫理)

法律実務家としての活動開始を目前にした修習生に、社会から負託された弁護士の職責、使命を再確認させ、弁護士活動における職務上の倫理の重要性を理解させ

ることを目的とし、実務法曹としての心構えについて指導した。なお、職責・倫理問題にアプローチする基本的な視座は、法曹を志す者全体に共通するものという意識を持たせるよう留意した。

2 問題研究

問題研究（準備書面）

(1) 実施内容

起案1, 2の実施に先立ち、準備書面を題材に問題研究を行うことにより、事案の法的な分析、事実や証拠の把握、分析に関する能力の醸成を図るとともに、説得的な法律書面の作成のために必要な技法と思考方法を体得させ、併せて訴訟手続における最終準備書面の果たす役割等についても理解を深めさせることを目的として、修習記録を用いた最終準備書面起案を題材に問題研究、解説を行った。

(2) 事案の概要

原告は、転勤のため空き家となった自己所有の建物を、被告の亡夫に普通借家契約で賃貸していた。その後、原告は、退職を機に帰郷を希望し、当該建物を自己使用する必要性があるなどとして、亡夫から相続により賃借人の地位を承継していた被告に対し、当該賃貸借契約の解約を申し入れ、建物の明渡しを求めた。原告は解約申し入れに正当事由が認められると主張したのに対し、被告がこれを争った事案である。

(3) 研究事項等

上記事案において、被告の立場から事案を分析するに当たっては、被告が本件建物を使用する必要性が高いことなど正当事由を阻害する方向に働く事情、正当事由の評価根拠事実を弾劾する事情などを修習記録からの的確に抽出することが重要である。また、このような事案分析を前提に被告の主張を説得的に論証することも必要となる。これらを修習生に検討させた上、解説等を行った。

3 起案

(1) 起案1

ア 事案の概要

履物卸売業者の原告が、製造メーカーの被告との間で、訴外第三者である小売業者が民事再生手続開始の申立てをした場合には、原告が回収不能となった売掛金債権の半額を被告が負担する旨の損害担保契約を締結しており、上記民事再生手続開始の申立てがなされたとして、被告に対して、本契約に基づく損害担保金の支払を求めて提訴したが、被告がこれを争い、損害担保契約の成否、被告担当者の権限の有無及び表見代理の成否が争点となった事案である。

イ 起案事項等

(ア) 準備書面

具体的事案を通して、法的問題の解決に必要な技法や思考方法、説得的な法律文書の作成方法等を体得させることを目的として、原告最終準備書面を題材とする起案をさせた。

修習記録中に現れた証拠や間接事実から、原告の申込みと被告の承諾により同契約が成立したこと及び同契約の具体的な内容、さらに被告担当者が同契約の締結権限を有していたこと又は表見代理が成立することを、説得的に論証させることを主眼とした。

(イ) 小問

上記事案を前提として、原告から被告に対して不法行為に基づく損害賠償請求をする場合の請求原因事実、逆に被告が過失相殺の抗弁を主張する場合の具体的な事実をそれぞれ検討させ、不法行為・使用者責任の各要件についての実体法の基本的理解を確認するとともに、それぞれの立場から各要証事実に関する具体的な事実を的確に抽出する能力の体得を目的とした指導を行った。

また、上記事案における被告の立場からの和解条項案や、これに対する原告の立場からの修正案を検討させることにより、和解条項作成時の思考方法や配慮を要する事項について指導すると共に、和解調書に基づく債権執行に関して問うことで、民事執行の基本について理解が深まるよう指導した。

さらに、上記事案において、被告訴訟代理人の立場において、被告側証人の尋問直前の打合せの際、同証人から被告にとって不利な事実の告白があった場合に、弁護士としてとるべき同証人、被告及び裁判所に対する対応を検討させ、立証活動や弁護士倫理についての基本的な事項について理解が深まるよう指導した。

(2) 起案 2

ア 事案の概要

金融機関が被告の父親に対して行った貸付について、原告である信用保証協会が、父親との信用保証委託契約に基づき連帯保証した上で、金融機関に対して代位弁済を行ったところ、父親に対して生じた求償債権について被告が連帯保証していると主張して、被告に対してその支払いを請求したのに対して、被告は当該連帯保証は父親が被告に無断で被告の署名を偽造し、かつ、被告の実印を盗用して行ったものであるとして、保証契約の成立を否認し、その支払いを拒否した事案である。

イ 起案事項等

(ア) 準備書面

具体的事案を通して、法的問題の解決に必要な技法や思考方法、説得的な法律文書の作成方法等を体得させることを目的として、被告最終準備書面を題材とする起案をさせた。

原告・父親間の信用保証委託契約書の連帯保証人欄に被告の署名や実印による印影があることから、これによる文書成立の推定（二段の推定）をいかにして破るかがポイントとなる。そのためには、署名が偽造であることや実印が被告の意思に基づかずに押捺されたものであることをうかがわせる具体的事実を詳細に主張することが必要となるため、適切な間接事実を抽出し、証拠に基づく説得的な論証をすることが求められる。

(イ) 小問

上記事案において、書証の認否の方法について問うことにより、民事訴訟における訴訟代理人としての活動の基本について理解ができているかどうかの確認を行った。また、被告が不動産を所有していることが判明した場合の原告による訴訟前の不動産仮差押えに関する手続や第一審での仮執行宣言付判決による強制執行を回避するために被告訴訟代理人としてとるべき手続を、さらに証人の事情から、その証言を早急に証拠化する必要がある場合にとるべき方法を複数挙げさせ、それらの方法の長所と短所を問うことで、民事保全、民事執行及び立証活動の基本について理解が深まるよう指導した。

4 演習（立証活動）

(1) 総説

弁護士活動において、訴訟の内外を問わず、事案の正確な把握と調査・証拠収集活動が極めて重要であることは論をまたない。事前の調査・証拠収集活動を迅速かつ適切に行うことが、事案にふさわしい紛争解決手段の選択につながり、また、提訴事案においても訴訟の帰すうを決することになる。他方、弁護士の調査・証拠収集活動には様々な制約や限界、費用の問題もある中で、いかに迅速かつ的確に調査をし、証拠収集を行うかは、ひとえに個々の弁護士の創意工夫とイメージーション、熱意に裏打ちされた不断の努力に依拠している。

演習では、このように、民事弁護実務において極めて重要な立証活動について、総論として、裁判外及び裁判上の証拠収集活動の方法・手続を確認した上で、各論として、具体的な事例を題材に、弁護士が依頼者から相談を受け、事案を把握し、対応を検討するに際し、いかなる調査・証拠収集活動を行うのか、収集した内容をどのように証拠化していくのかといった点や、訴訟提起後の証拠申出方法について、双方向の演習を通じて、修習生に修得させることを目的として指導を行った。

(2) 事案の概要

一棟マンションの所有者兼賃貸人であるXは、当該マンションの居室の賃借人であるYが、居住用と定める契約上の使用目的に反して、同居室を事務所として使用していることを知った。Xから依頼を受けた甲野弁護士が事務所使用を止めるよう内容証明郵便を送付したところ、Yは乙野弁護士に依頼して、反論の内容証明郵便を送付した。

上記やり取りの直後に、Y不在の当該居室から出火し、当該居室がほぼ全焼した。出火原因について、XはYが当該居室の室内を改造して取り付けした照明設備が原因と主張しており、他方、Yは賃借する以前から当該居室に備え付けられていた空調機が原因と主張している。

(3) 実施内容

事案の概要（出火の前と後の甲野弁護士と乙野弁護士による各事情聴取の形式によるもの）、賃貸借契約書及び図面等を資料として事前配布し、当該事例に関して、設問1では、乙野弁護士が当該居室の事務所使用につき賃貸人の承諾があったという事実を立証するために行うべき証拠収集活動を問い、設問2では、出火に関連して、甲野弁護士及び乙野弁護士がそれぞれの代理人として、相手方に対して、債務

不履行に基づく損害賠償請求をするために行うべき立証活動を問い、これらを演習実施に先立ち検討させた上、演習実施日に討論及び解説を行った。

Ⅲ 民 事 共 通

1 民事共通演習 1

(1) 総説

言い分方式の設例に書証が添付されたプリント教材を使用して、主張整理と主張整理に当たって生じる問題点を検討させ、講評を行った。

(2) 事案の概要

原告（X）は、Zに対して機械を売ったが、Zがその代金を支払わないとして、Zから同機械の転売を受けたとする被告（Y）に対し、動産売買の先取特権に基づく物上代位権の行使として、ZのYに対する売買代金債権を差し押さえ、取立権を行使したという事案である。

これに対し、Yは、①被差押債権をすでにWに譲渡し、Wが対抗要件を備えた、②X Z間、Z Y間の売買契約にはいずれも錯誤があり、無効であると主張している。

(3) 実施内容等

(2)の設例を基に、①訴訟物の記載、②当事者の主張について、(a)請求原因の要件事実の記載、(b)抗弁以下の各主張の見出し及び主張内容の簡潔な要約の記載、(c)ZからWへの債権譲渡及び第三者対抗要件具備の主張が失当か否かとその理由の検討、(d)被差押債権の譲受人Wの重過失を基礎付ける具体的事実の記載、③被差押債権が売買代金債権でなく請負代金債権であった場合にも物上代位権行使を可能にする「特段の事情」があることを基礎付ける事実の摘示とその理由の記載、をそれぞれ起案させた。

この演習では、主張整理の基礎となる実体法の理解を確認するとともに、書証を踏まえて争点整理を行うという視点を加味して検討を行わせた。起案の提出は求めず、起案当日に引き続き講評も行った。講評においては、双方向・多方向の議論を通じて他の修習生の考え方を知ることによる刺激等も与えた上、その後の修習に向けた意欲を喚起させた。

2 民事共通演習 2 から 4 まで

(1) 総説

ア 趣旨

裁判官、原告代理人又は被告代理人の各役割を修習生自身に模擬的に行わせ、争点及び証拠の十分な整理をした上で人証の集中的な証拠調べを行うという民事訴訟法が予定している訴訟運営を実施させることによって、一つの事件について、争点整理から判決又は和解に至るプロセスを実践的に理解させることを目標とした。

この演習では、分野別実務修習における経験を踏まえ、司法修習の総まとめとなる集合修習において、スタンダードと考えられる手続を修習生自ら体験させることにより、弁護士、裁判官等の役割や立場の違いを意識した上でのより望ましい運用への理解を深めることとしている。

イ 事案の概要

原告が、被告に対して、山林の所有権を前主から承継取得し、又は時効取得したと主張して、現在の登記名義人である被告に対し、所有権に基づき、所有権移転登記手続を請求した事案である。これに対し、被告は、①対抗要件具備による所有権の喪失、②他主占有権原、他主占有事情等を抗弁として主張し、さらに、原告が、①に対する再抗弁として虚偽表示、背信的悪意を、②に対する再抗弁として自主占有への転換を主張している。

(2) 民事共通演習 2 (争点整理)

ア 課題及び実演等

修習生全員に裁判官、原告代理人、被告代理人、当事者等の役割を与え、あらかじめ各グループに合議の結果に基づく争点整理案を作成、提出させた。その上で、裁判官役、原告代理人役又は被告代理人役それぞれ全員による大合議又は作戦会議での検討を経た上、争点整理手続期日を担当する各グループが事前に提出した争点整理案に基づいて、ロール・プレイングにより争点整理手続を行った(他の修習生はこれを傍聴した。)

イ 講評

民事裁判教官及び民事弁護教官において、それぞれの立場の違いを踏まえ、争点整理の方法及び結果について問題点を指摘するなどの講評を行った。

具体的には、例えば、主要事実レベルの争点を明確にしてこれを絞り込んだ上で、その争点の前提となる間接事実レベルの争点まで確認することが必要であること、主張の構成に当たっては立証の難易も考える必要があること、自己の主張だけでなく予想される相手方の主張も考慮すべきことなどを確認した。

ウ 争点整理の講評後、民事弁護教官において、民事共通演習 3 (交互尋問)に向けた尋問技術等に関する総論的な講義を行った。

(3) 民事共通演習 3 (交互尋問)

ア 趣旨

演習 2 に引き続き、証人尋問及び当事者本人尋問を実施し、代理人としての立証活動及び尋問の事前準備についての理解を深めさせるとともに、尋問技術の修得を図ることを目指した。併せて、裁判官役の修習生には交互尋問の訴訟指揮を行わせ、交互尋問の進め方や補充尋問・介入尋問、異議の処理の在り方、判決の基礎となる事実認定に関する心証形成の在り方等についても体得させることによって、適切な尋問期日の進行(訴訟運営)や事実認定の在り方について研究させた。

イ 事前準備等

あらかじめ、修習生全員に各代理人の主張の概要及び書証並びに実施要領を与えて、配役の決定を行わせた。当事者本人・証人役の修習生には、全員に配布する資料とは別に、各自の「言い分」を作成、配布して自己の役柄を理解させた上、代理人役に当事者本人・証人役との面接による事前準備をさせ、事前に、証拠申出書に記載する尋問事項と実際の尋問に用いるための詳細な尋問事項メモを提出させた(演習 2 において、弁論準備手続における争点整理及び証明すべき事項の確認を行うとともに、各人証の主尋問、反対尋問等の尋問時間の配分を、対質を

行うかどうかも含めて決定している。))。

ウ 交互尋問等

争点整理手続を踏まえた弁論準備手続の結果陳述を冒頭に行った上、原告本人、被告本人、原告申請証人及び被告申請証人の各尋問を実施した。

エ 講評等

演習2を経て修習生全員が事案及び争点を十分に把握している事件について、修習生自身に実際に尋問をさせたり、訴訟指揮をさせることによって、それまでの修習で抽象的、理念的な理解にとどまっていた尋問技術や訴訟指揮について、実際に行うことの難しさを経験させるとともに、外部講師を含む指導者側からの多角的な指導を行い、実務に就く上での課題を確認させた。また、当事者本人役や証人役の修習生からも、実際に尋問を受けた感想を発表させることによって、尋問する側からは気付きにくい視点を提供した。

一連の講評等により、争点整理の重要性を再認識させるとともに、裁判所の心証形成に与える尋問の重要性を確認させた。

(ア) 外部講師（裁判所職員総合研修所教官）による講評等

尋問終了後、外部講師による講評を行った。

外部講師には、裁判所職員総合研修所教官を招へいし、尋問の問題点や全体としての感想等を指摘する中で、裁判所書記官の観点から、聴き取りやすい尋問、効率的な尋問の方法等を示唆するなど、多面的かつ実践的な指導を行った。

(イ) 教官による講評等

後の(4)ウで記載するように、演習4の中で、各代理人役の修習生による主尋問、反対尋問、相手方の尋問に対する異議（民事訴訟法上の正式な異議ではない。）、裁判官役の修習生による訴訟指揮、補充尋問、異議に対する裁判長の処理の適否等について、クラス全体で検討・討論を行い、その中で、民事裁判教官及び民事弁護教官から、各場面での尋問の在り方や、あるべき訴訟指揮について指導を行った。

(4) 民事共通演習4（和解・最終準備書面陳述・判決）

ア 和解

実際の事件処理において重要な位置を占めている和解について、交互尋問に引き続き、本人からの事情聴取、和解交渉を行わせることによって、実際と同様の流れで修習生に経験させ、研究させた。

演習3の尋問終了後、和解交渉担当役の修習生が代理人として、従前の尋問結果及び後述イの最終準備書面陳述の内容を踏まえて、改めて本人役の修習生から事情を聴取した。本人役の修習生は、従前の尋問結果等に基づいて和解に向けての希望を述べ、代理人役の修習生は、これらを和解条件にまとめた上で、相手方代理人役の修習生等と和解交渉を行った。

イ 最終準備書面陳述及び判決

従前の尋問結果を踏まえて、原告代理人及び被告代理人の担当チームによる最終準備書面の陳述並びに全裁判官チームによる判決言渡しを行った。

ウ 交互尋問、最終準備書面陳述、和解交渉についての検討及び事実認定等の討論

和解交渉，最終準備書面陳述及び判決言渡しの終了後，民事裁判教官と民事弁護教官により，2(3)エ(イ)で記載したように演習3の交互尋問の講評を行うとともに，最終準備書面，判決，和解交渉の方法などについても講評を行い，また，事実認定に関する研究討論を行った。

3 民事共通問題研究（和解条項）

実務においても比較的多いと思われる2事例（事例1・金銭の分割払いを受ける事案，事例2・建物の明渡しを受ける事案）においての当事者間の合意内容を提示し，それらをもとに和解条項を検討させた。その後，和解条項の類型及び演習の各事例における各参考和解条項案を配布して，和解条項一般について民事弁護教官が講義を行い，和解条項作成時の思考方法や配慮を要する事項等についてその理解を深めさせた。

4 民事共通講義（不動産登記）

実務において重要な不動産登記制度及び不動産登記訴訟について，修習生全員に体系的に学ぶ機会を与えるため，事前に修習生に設問（設例付き）とプリント教材を与え，講義では，土地建物の登記事項証明書の内容とその見方，登記申請における共同申請の原則，登記申請に必要な情報等の不動産登記制度の基本的知識を解説するとともに，不動産登記手続請求に関する設例事案を題材に，訴状作成段階における訴訟戦略及び訴状起案における留意点等を概説した。

第2 刑事関係科目

I 刑事裁判

1 講義

(1) 講義1

ア 集合修習のガイダンス

集合修習の冒頭に、刑事裁判科目及び刑事共通科目として実施する修習内容を具体的に説明し、集合修習において学ぶべき事柄やその意義を理解させて、動機付けを行うとともに、今後の学習方法に関する指導を行った。

イ 小テスト

分野別実務修習を経た修習生が、法曹として身につけておくべき刑事訴訟手続に関する基本的な理解を有しているかどうかを確認することを目的とした小テストを実施した上、解説を加えた。

出題内容は、①被害者の公判期日における意見陳述、②第1回公判期日の意義と勾留の裁判、③書面等を用いる証人尋問における裁判長の許可、④被告人の退廷と判決宣告の可否というような刑事訴訟手続上の基本的な問題点であり、出題形式は、これらについての制度趣旨や意味合いを簡潔に答えさせるものとした。

ウ 事実認定

事実認定の手法やその留意点として、住居侵入、現住建造物等放火被告事件を内容とする「平成21年版刑事第一審公判手続の概要（参考記録）」を用いるなど、具体的な事例に則して、争点を的確に把握することの意義、直接証拠と間接証拠の意義、間接事実による要証事実の推認方法、供述証拠に関する標準的かつ汎用的な信用性判断の手法、総合判断の手法やその重要性等について説明した。

(2) 講義2

最終講義として、集合修習における刑事裁判科目のまとめをしたほか、法曹となるに当たり必要な心構え等について、教官から、その経験談等に基づいて説明した。

2 起案

(1) 総説

刑事裁判科目の起案は、基本的には、修習記録に基づいて特定の争点について事実認定を行うことを中心とし、併せて刑事訴訟手続等に関する法律問題（以下「法律問」という。）について解答を求めるものである。

修習記録は、実在した事件の中から修習に適したものを選別し、内容を整理して作成されたものである。また、法律問は、日常的に行われている刑事訴訟の諸手続について、その根拠や法的な意味合いを理解させ、そのことを実務上の様々な場面で応用することができるように、汎用性のある問題を出題するように内容を吟味している。

(2) 起案1

ア 事案の概要

被告人が、夜間、団体事務所に侵入して現金等を窃取したとして起訴された建造物侵入、窃盗の事案及びその後、会社事務所に金品窃取の目的で侵入し、金品を物色したがその目的を遂げなかったとして起訴された建造物侵入、窃盗未遂の事案である。

被告人は、知人を捜して上記会社事務所前にいたことは認めるが、本件各犯行には関与していないとして、いずれの公訴事実をも否認している。

イ 起案事項

(ア) 事実認定に関する起案

被告人と各事件の犯人との同一性という争点について、各自の結論を示させるとともに、結論に至る心証形成過程を証拠に基づいて説明するように求めた。供述の信用性については、重要証人1名及び被告人の各供述に限ってその検討過程を記載させた。

(イ) 法律問に関する起案

刑事訴訟法の基本的事項や、実務修習で日常的に起こる通常の刑事訴訟手続に関する事項について、その根拠や法的な意味合いの理解を再確認するため、①勾留状に勾留請求年月日を記載しなければならない理由、②証人に図面を示して尋問する際における証人に不当な影響を与えないようにするための配慮、③主刑や罪となるべき事実等を具体的に設定した事案についての処断刑の範囲、④裁判所が検察官の釈明内容と異なる心証を得た場合の訴因変更の要否に関する問題を出題した。

ウ 講評

教官において起案を通覧し、評価した上で、起案から約2週間後、事実認定及び法律問の解説、講評を行った。

講評に際しては、特に争点である要証事実〈被告人と各事件の犯人との同一性〉の証明が合理的な疑いを超えてなされているかどうかについて、結論を左右する重要な事実は何かを踏まえて、証拠から間接事実を的確に認定した上、その位置付けや争点である要証事実を推認させる力の程度等に留意しながら、総合的に判断することが必要であることを理解してもらうように努めた。

(3) 起案2

ア 事案の概要

被告人が、実行犯2名と共謀の上、会社事務所駐車場において、従業員の給料を積載した自動車の運転手にけん銃様の物を突き付けるなどして脅迫し、その反抗を抑圧して、現金等を強取したとして起訴された強盗の事案である。

被告人は、実行犯2名が窃盗をするとは聞いていたが、本件強盗には関与していないとして、両名との間の共謀の成立を争っている。

イ 起案事項

(ア) 事実認定に関する起案

共謀共同正犯における共謀の成否につき、各自の結論を示させるとともに、その結論に至る判断過程を具体的に説明するように求めた。供述の信用性については、共犯者である証人1名及び被告人の各供述の検討過程を記載させた。

(イ) 法律問に関する起案

起案１と同様の目的から、①後に尋問を予定している証人の退廷、②弁論併合と国選弁護人選任の効力、③被告人に第１回公判期日を知らせる方法、④逮捕に伴う搜索差押え、⑤証拠の関連性の意義、関連性の証明の種類、程度、その判断資料に関する問題を出題した。

ウ 講評

起案１と同様の方法で実施した。

共謀共同正犯における共謀という法律概念に関する事実認定においては、その法律概念の意義、趣旨等を意識して間接事実を指摘する必要があること、本件に即して、積極方向及び消極方向の各間接事実を総合考慮して適切な判断をする必要があること、共犯者の供述の信用性判断について、十分に説明した。

3 問題研究１及び２

(1) 指導目標

裁判員裁判が平成２１年５月に実施され、争点中心の分かりやすい公判審理を実現することが実務で現実にも求められるようになり、その成否の鍵となる公判前整理手続の的確な運用が極めて重要なものとなってきている。そこで、問題研究１では、将来における裁判員裁判の中核を担う修習生に対し、証拠開示制度に関し、具体的事例に基づいて問題を提起し、同制度の基本的な理解のほか、実務上重要な問題点について研究させることを目標とした。

また、間接事実による事実認定においては、科学的証拠が重要な位置を占めており、適切な事実認定をするためには、科学的証拠を理解する上で必要となる基本的視点を有していることのほか、科学的証拠により導き出される事実が争点判断に対し持つ意味を解明することが重要である。そこで、問題研究２では、修習生に対し、具体的事例に基づいて問題を提起し、科学的証拠を理解する上で持つべき基本的視点を修得させるとともに、争点に対して科学的証拠が持つ意味を研究させることを目標とした。

(2) 実施内容

問題研究１は、住居侵入、現住建造物等放火の事例を取り上げ、公訴事実、検察官の証明予定事実記載書、証拠等関係カード（検察官請求分）、検察官請求証拠、弁護人の予定主張記載書面からなる一件資料を配布し、研究を行った。

具体的には、弁護人が類型証拠及び主張関連証拠として、それぞれどのような証拠の開示を求めるかについて、グループ別討論を実施した上で、クラス全体による討論を行った。また、修習生が証拠開示制度の基本的在り方を理解し、実務上の重要な問題についての現状やあるべき方向性などについても深い研究を行えるように、全体討論の際には検察教官、刑事弁護教官の参加を得て、当事者的立場を踏まえた多角的視点からの助言も行うなどした。

問題研究２は、犯人性が争われている殺人、死体遺棄の２事例を取り上げ、DNA型鑑定を含む証拠により明らかにされた事実の概要に関する資料を配布し、研究を行った。

具体的には、各事例で問題となる間接事実、それが要証事実を推認させる理由について問題を提起し、グループ別討論を実施した上で、クラス全体による討論を行った。研究討論の際には、上記指導目標を意識し、科学的証拠により導かれた事実と要証事実との結び付きについて検討することの重要性について、修習生が理解できるよう配慮した。また、その冒頭において、DNA型鑑定を題材として、科学的証拠が問題となる事実認定に関する注意点などについて、説明を加えた。

Ⅱ 検 察

1 講義

(1) 講義 1 (2 コマ連続)

ア 集合修習のガイダンス等

集合修習の冒頭に、集合修習における検察科目のカリキュラムの概要及び修得目標を説明した。

イ 総括的復習等

これまで行ってきた実務修習の総まとめとして、検察官が捜査結果に基づいて当該事件の終局処分を決定する際の検討事項や思考過程に関する総括的な復習を行い、その中で、①証拠による事実認定の意義、②間接事実を用いた事実認定の手法、③特に客観的証拠を重視した犯人性推認の考え方、④犯人目撃識別供述、共犯者供述及び被疑者供述等の供述証拠の信用性判断の方法、⑤訴因構成の考え方、⑥個々の犯罪構成要件の意義を正確に把握して、これに該当し得る具体的な事実関係を証拠によって認定した上、その法的評価（要件該当性）を的確に検討するなどの犯罪の成否に関する検討の手法等について、改めて説明した。

さらに、こうした検討結果を法的に正しく文章で表現するとの観点からの指導も行った。

(2) 講義 2

最終講義として、集合修習における検察科目の総まとめを行い、さらに、法曹となるに当たっての心構え等について講義を行った。

2 起案

(1) 検察起案の概要

検察科目の起案は、修習記録に基づいて検察官として適切と考える終局処分の内容を決定させて、起訴状あるいは不起訴裁定書を起案させた上、その思考過程について論述させるものである。犯人性及び犯罪の成否等の両方を論述させるもの、あるいは、主問として、その終局処分に至る思考過程のうち犯人性に係る部分又は犯罪の成否に係る部分のいずれかについて論述させ、さらに、小問として、①主問で問わなかった犯人性又は犯罪の成否等のいずれかに関する問題、②刑事手続に関する問題について解答を求めるものである。

いずれも、新司法修習における指導理念に対応し、事実認定能力や法的分析能力といった法曹としての汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いた出題であり、刑事手続に関する小問についても、単に法的知識を問うだけではなく、修習記録中に現れた具体的な事実関係を正確に把握しなければ正解に達し得ない問題を出題するように配慮した。

(2) 起案 1

ア 事案の概要

本事件は、被害者から、被害者の妹である女子中学生と淫行したことを理由に現金を要求され、移動中の車内で包丁を突き付けられるなどした被疑者が、包丁

を置いて車外に出た被害者に対し、包丁を手にして背後から近付き、被害者の背部等を多数回突き刺すなどして殺害し、その死体を雑木林内に遺棄した事案である。

イ 起案事項等

（ア）主問

修習記録を検討し、検察官として適切と考える終局処分の起案をさせるとともに、その終局処分の決定に至る思考過程として犯人性及び犯罪の成否等の両方についての論述を求めた。

犯人性の検討に係る部分については、①犯人性を推認させる間接事実、②その間接事実が犯人性を推認させる理由やその推認力の程度、③間接事実の認定根拠である証拠の検討、④共犯者供述の評価、⑤被疑者供述の評価について、それぞれ論述を求めた。犯罪の成否の検討に係る部分については、構成要件該当性（客観面・主観面）に関し、証拠に即した具体的事実認定及びその法的評価について論述させた。

（イ）小問

刑事手続に関する問題として、記録中にある目撃者の見通し状況を明らかにした同人立会の実況見分調書について、公判で弁護人からの証拠意見が不同意であった場合の対応方針及び証拠採用の見込みを論述させた。

ウ 講評

起案実施日の約2週間後に、起案を修習生に返却して内容を確認させ、記憶を鮮明にさせながら、修習生の理解が不十分であった部分を入念に解説し、各修習生の理解を深めることに努めた。

講評に当たっては、犯人性を推認させる間接事実のうち証拠物等の客観的証拠に基づいて構成される間接事実の重要性、証拠とそれによって立証し得る事実との関係について説明した。犯罪の成否等についても、殺人罪における正当防衛等の成否、死体遺棄罪の構成要件該当性等の問題を様々な証拠から具体的事実を認定し、どのように法的評価すべきかを解説した。

刑事手続に関する小問では、判例を正確に理解した上で要証事実を検討することの重要性を説明した。

（3）起案2

ア 事案の概要

本事件は、内縁関係にある被疑者兩名が、飲食店の債権を取り立てようと被害者の下に赴いた際、男性被疑者が女性被疑者に持って来させたレンガで被害者の頭部を強打して負傷させ、女性被疑者が路上に落ちていた被害者のかばんから現金入りの封筒を持ち去った事案である。

イ 起案事項等

（ア）主問

修習記録を検討し、検察官として適切と考えられる終局処分の起案をさせるとともに、その終局処分の決定に至る思考過程のうち、犯罪の成否等について論述を求め、構成要件該当性（客観面・主観面・共犯性）に関し、証拠に即し

た具体的事実認定及びその法的評価について論述させた。

(イ) 小問

主問として問わなかった犯人性の検討に係る部分に関して、男性被疑者が犯人であることを推認させる間接事実のうち、最も推認力が高いものについて論述を求めた。

また、刑事手続に関する問題として、検察官が女性被疑者について接見禁止請求するのを相当と判断した理由を論述させた。

ウ 講評

起案1と同様に起案を修習生に返却した上で、修習生の理解が不十分であった部分を入念に解説し、各修習生の理解を深めることに努めた。

本事件では、男性被疑者につき、現場で金品奪取に向けた言動を何ら行わなかったこと、暴行の動機が大切にしていたサングラスを壊されたことにあること、女性被疑者が現金を奪取したことを後で知った際に責めたことなどの事実が認められることから、財物奪取に向けられた暴行とは評価できず、強盗の事前共謀も認められないことから、終局処分としては送致罪名である強盗殺人未遂罪ではなく、殺人未遂罪として処理すべきであり、女性被疑者については、殺人未遂罪の正犯意思を認めがたいことなどから、殺人未遂幫助罪及び窃盗罪として処理すべき事案であり、修習生に対しては、的確な証拠判断をし、送致事実に拘泥することなく適切な事実認定を行って、終局処分をすることの必要性を説明した。

また、小問の解説を通じて、犯人性を検討する際の着眼点を改めて理解させるとともに、刑事手続に関する問題においても、具体的事実関係に即して罪証隠滅のおそれを検討することの重要性を説明した。

3 問題研究（被害者保護）－刑事三教官による共同講義

修習生に対し、被害者保護に関する制度及び手続の概要を具体的事例に即して理解させ、被害者保護に関する問題に直面した場合に自ら調査し、解決策を考えることができるようにするための手掛かりを与えることを目標とした。

具体的には、深夜、帰宅途中の女性が駐車場に連れ込まれて強制わいせつの被害に遭った事例を事前に修習生に呈示し、事件送致を受けた検察官が捜査を行う上で被害者に配慮すべき事項、公判請求後の被害者の証人尋問に当たり配慮すべき事項等についての設問を通じて、関係する法条を確認しながら、具体的事例に即して解説した。

なお、本問題研究では、刑裁教官及び刑事弁護教官の参加を得て、修習生の理解を深めさせることとした。

Ⅲ 刑事弁護

1 講義

(1) 講義 1

集合修習の冒頭に各カリキュラムが刑事弁護活動のどの場面に対応しているかを指摘しつつガイダンスを行い、起案に当たっての注意事項などを説明した。

また、弁護活動の基礎を確認するために、出張講義の際に使用した事例を用いて、検察官の主張と証拠構造の把握、弁護人の弾劾の基本的手法等について、講義を行った。

(2) 講義 2

最終講義として、集合修習における刑事弁護科目のまとめや実務家になるに当たっての心構えなどについて講義を行った。また、カリキュラム中で独立して扱えなかった一審判決後の注意点、控訴審での弁護活動について、強盗罪の共同正犯として第一審で実刑判決を受けた被告人が控訴した事案に基づき講義を行った。

2 起案

(1) 総説

2回の起案を実施し、講評を行った。

使用した修習記録は、実在した無罪事件や、いわゆる認定落ち事件の中から修習に適したものを選別し、内容を整理した上で作成されたものである。

いずれの起案の課題も、修習記録に基づいて、主要な論点について弁論要旨の一部起案を題材に事案分析能力等法曹に共通して必要とされる能力を確認する大問と、当該事案における刑事訴訟手続上の基本的な事項に関する小問および修習記録を離れた簡単な事案について弁護人としての対応と基礎的知識を問う小問で構成されている。

(2) 起案 1

ア 事案の概要

本事案は、駐車場管理人である被告人が、駐車場利用客との口論の仲裁に入った被害者に対し、右腕を数回つかんで押しやる暴行を加え、加療約1週間を要する右上肢打撲・捻挫の傷害を負わせたとして起訴されたものである。

イ 設問

(ア) 本事案に関する設問

- ① 弁論要旨のうち、「被害者の供述は信用できない」という部分についての起案。
- ② 弁論要旨のうち、「自白に至った経緯が不自然・不合理」という部分についての簡潔な起案。
- ③ 弁護人が法328条に基づき証拠調べ請求をした意味。

(イ) その他の設問

弁護人が即決裁判手続について被疑者に説明すべき事項。また、被疑者が即決裁判手続に同意した後に即決裁判をやめることを希望した場合に、弁護人が

なすべきアドバイス及び対応。

ウ 講評

講評は、設問に即して解答を解説するのではなく、事案全体の分析、検察官の主張・立証の構造の解明、争点の把握、対応する弁護人の弾劾のポイント、主要な証拠の弾劾について基礎的技法の活用をテーマに、質疑応答を交えて行った。最大の争点である被害者供述の信用性の分析、検討には十分時間をかけ、メリハリのある解説を行った。

(3) 起案2

ア 事案の概要

本事案は、職場の同僚である被告人と被害者が、仕事上のトラブルからけんかとなり、一旦はけんかが収まったものの、その後、被害者が棒で被告人に殴りかかってきたことから、被告人が殺意を持って予め用意した包丁を振り回して、全治約1か月間を要する両前腕切創などの傷害を負わせたとして起訴されたものである。

被告人は、取調べ段階で殺意を認めたが、公判では否認している。

イ 設問

(ア) 本事案に関する設問

- ① 弁論要旨のうち、「被告人には殺意がなかった」という部分についての起案。
- ② 弁論要旨のうち、正当防衛に関して法律要件上重要と考える点についての簡潔な起案。
- ③ 実況見分調書の証拠調べ請求に対してとるべき弁護人の対応。また、検察官が証人に写真を示して尋問を行った際にとるべき弁護人の対応。

(イ) その他の設問

被告人の保釈許可の裁判がなされた場合に、保釈保証金を減額するために弁護人がとりうる対応等。

ウ 講評

講評においては、起案1と同様に、事案全体の証拠構造や争点について説明を行い、その上で、状況証拠による殺意の認定や、正当防衛の成否を中心に、弁護人の立場に立って主張すべき事項につき質疑応答を交えながらメリハリのある解説を行った。

3 問題研究

(1) 問題研究1

ア 総説

身体拘束からの解放に関する弁護人の基本的活動を、事例に即して、模擬接見における事情聴取を交えて修習生に研究させ、その後、刑裁教官及び検察教官の参加を得て、幅広い視点から、実務上の運用等について説明を行った。修習生を11のグループに分け、三つの事例と各事例に関する研究課題をそれぞれ与えて実施した。

イ 事例 1

(ア) 事例の概要

被疑者は覚せい剤所持で現行犯逮捕されたが、現行犯逮捕に先立ち警察官の職務質問を受けた際、警察官から足をかけられるなどの暴行を受けた。また、所持品検査について承諾していないにもかかわらず、警察官にズボンのポケット内を捜索された。

(イ) 研究課題の内容

捜査段階において、現行犯人逮捕手続に違法性の疑いがあることが判明した場合の弁護活動について検討させた。

ウ 事例 2

(ア) 事例の概要

会社代表者を務める被疑者が、飲酒後、スナック店員と料金を巡ってトラブルとなり、通報により臨場した警察官に対して暴行したとして、公務執行妨害罪により現行犯逮捕された。被疑者は、警察官に対して暴行した事実はないとして、被疑事実を一貫して否認している。

(イ) 研究課題の内容

勾留を回避するための弁護活動をテーマに、検察官及び裁判官に対する意見書案について、補充すべき事項を検討させた。

エ 事例 3

(ア) 事例の概要

飲食店店員である被疑者が、知人2名と共謀の上、侵入盗を働き、盗んだキャッシュカードを使ってATMから現金を引き出したとして、住居侵入罪及び窃盗罪で逮捕、勾留された。被疑者は、被疑事実を概ね認めているが、侵入盗については見張りをしていただけであると主張している。

(イ) 研究課題の内容

保釈の要件を踏まえた上で、弁護人が作成した保釈請求書案について、補充すべき事項を検討させた。

(2) 問題研究 2

ア 総説

少年事件の理念と目的に基づき、一般の刑事事件と異なる配慮の必要性、少年事件の特殊性や手続について概説したうえで、研究課題について解説を行った。修習生を11のグループに分け、少年の共犯事件の事例と、各少年の弁護（付添人）活動に関する研究課題を与えて討論、解答させた。

イ 事例の概要

少年4名が、共謀の上、スーパーにおいて缶チューハイ1.0点を窃取したとして逮捕されたという事案である。少年らの年齢や家庭環境、非行歴等は様々であり、各少年の言い分は、「少年らの弁護人、付添人に対する供述状況」という形で記録上明らかになっている。

ウ 研究課題の内容

① 少年の弁護人として、勾留請求を阻止するために検察官に対してなすべき主

張，勾留請求を阻止できたが家裁に送致された場合において観護措置決定を阻止するためになすべき主張

② いわゆる年齢切迫少年の付添人が審判期日までになすべき活動及び審判期日においてなすべき主張

③ 観護措置決定がなされた場合において，付添人が審判期日までの間に，少年・家族・調査官等に対してなすべき活動及び審判期日においてなすべき主張

Ⅳ 刑事共通

1 刑事共通演習 1 及び 2

(1) 指導目標

刑事共通演習は、争点整理演習（演習 1 500 分）とそれを踏まえた証人尋問演習（演習 2 200 分）との二つの場面で構成される。

争点整理演習は、公判前整理手続を念頭に置き、具体的な事例を題材として、適切に争点及び証拠を整理し、審理計画を策定するために、裁判官、検察官及び弁護人は、それぞれどのような観点から、どのような活動をする必要があるのかについて、基本的な理解を得させることを目標とした。とりわけ、修習生に争点整理における当事者の果たすべき役割の重要性を認識させることを大きな目標の一つとした。

証人尋問演習は、争点整理の結果を踏まえて証人尋問や被告人質問を実演させ、争点に絞ったわかりやすい尋問の在り方を理解させることを目標とした。

なお、刑事共通カリキュラムとして争点整理を正面から取り上げるようになったのは平成 20 年度からであり、その後、演習の時間枠を拡大して今日に至っているが、このカリキュラムは、裁判員裁判を中核とするこれからの刑事裁判を担っていく修習生に対し、争点整理の重要性を認識させるとともに、的確に争点整理を行う上で必要な視点を提供するもので、今後、ますます重要度を増していくと思われる。

(2) 実施内容

殺人被告事件の刑事争点整理教材（本冊）、同（別冊）を題材として、殺意の有無、正当防衛等の成否、重要な情状事実について、争点整理を行い、かつ、争点整理を踏まえた証人尋問と被告人質問の演習を行った。

本冊は、起訴状及び刑訴法 316 条の 14 により検察官請求証拠として弁護人に開示された証拠で構成され、別冊は、検察官の手持ち証拠で後日弁護人に開示されたもので構成されている。なお、今回の演習では、弁護人には全ての必要な証拠が開示されたものと仮定し、また、裁判官役にも証拠に照らして争点を把握させる修習の機会を設けさせるために、裁判官役を含め、全修習生に本冊及び別冊を配布して演習を実施した。

ア 課題等

修習生を裁判官、検察官及び弁護人のグループに分けて、事前に刑事争点整理教材のほか、「証明予定事実記載書」及び「証拠等関係カード」などのプリント資料を配布し、各自に争点整理の検討・準備を行わせた。特に、グループ内での事前検討や書面の提出などは求めている。

イ 実施方法

争点整理演習は、500 分を三つの場面に分けた上、最初の場面と次の場面でそれぞれ殺意と正当防衛につき、当事者間に争いのある事実関係を洗い出し、個々の事実の位置づけについての争点整理を行い、最後の場面で最終的な争点のまとめと証拠の採否などを行った。それぞれの場面で、各グループの代表チームが実演による争点整理手続を行ったが、それに先立って、実演を担当するチームを

中心に、グループごとに全員による作戦会議を行わせ、各グループ内で実演に向けた対処方針についての共通認識を持たせた。実演は、この作戦会議の方針にのっとり行わせた。最初の実演と最終の実演終了後の二度にわたって、三教官が、それぞれの立場から、争点整理の方法や結果について問題点を指摘するなどして講評を行った。

証人尋問演習は、争点整理演習の結果を踏まえて尋問事項を検討し、各グループの代表チームが重要証人に対する尋問と被告人質問を実演し、実演終了後、三教官が、分かりやすく、かつ、効率的な尋問の在り方という観点から問題点を指摘するなどの講評を行った。

2 刑事共通問題研究

(1) 指導目標

具体的な事例を題材として、情状に関する充実した審理を実現するため、裁判官、検察官及び弁護人がどのような点に留意しながら活動又は判断することが必要とされるのかについて、修習生に基本的な理解を得させることを目標とした。

(2) 実施内容

傷害致死被告事件について、具体的な事案を記載した書面、弁護人が接見時に被告人から聴取した事項のメモ、量刑分布表（即日回収）を配布して演習を実施した。

修習生を裁判官、検察官及び弁護人の3グループに分けて、裁判官グループには上記事案において量刑上最も重要な事情の分析を、検察官グループには検察官としての情状に関する捜査の在り方のほか、公判における主張・立証上の留意点等を、弁護人グループには弁護方針の確定や証拠の収集、公判における主張・立証上の留意点等をそれぞれのグループごとに検討させ、レポートを提出させるとともに、これに基づいて発表を行わせた上、各教官から講評を行った。

第3 その他の共通科目等

I 全科目共通

特別講演「国際人権法の理論と実践」

講 師 弁護士（第二東京弁護士会）XXXXXXXXXX氏

国際人権については、第54期まで、刑事弁護科目の講義の中で、主に自由権規約（B規約）のうち刑事手続関係規定を取り上げていたが、国際人権の重要性に鑑み、第55期以降は、全科目共通特別講義という形式に改めて国際人権全般にわたって講演を行ってきた。

新第64期（B班）集合修習においても、同様の趣旨で講演を実施した。

II 弁護共通

演習「弁護士倫理」

民事・刑事各分野の弁護士活動における弁護士倫理の重要性に鑑み、民事弁護に関する設例、刑事弁護に関する設例をあらかじめ検討させ、民事弁護及び刑事弁護両教官において、各設例について討論及び解説を行うとともに、弁護士懲戒制度についても講義した。

平成22年11月期採用(新第64期)司法修習生

B班 集合修習日程予定表

(注) 本表は予定であって、確定日程ではない。
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

平成22年11月期採用（新第64期）司法修習生 B班 集合修習日程予定表 (注) 本表は予定であって、確定日程ではない。 確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。					月 ／ 日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)	月 ／ 日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)					
					10	月	体育の日					7	月	民共演習4準備		民弁講義2			
					11	火	民弁起案1(即日)					8	火	民裁起案2講評					
					12	水	刑弁起案1(即日)					9	水	刑弁問題研究2		民弁起案2講評			
					13	木	刑裁起案1講評			刑弁問題研究1		10	木	民共演習4			全共特別講義		
					14	金	民共演習2					11	金	刑共問題研究		検察起案2講評			
					17	月	民共演習3準備		検察起案1講評			14	月	刑裁起案2講評			検察問題研究		
					18	火	刑裁問題研究1		刑共演習			15	火	弁共演習		刑弁起案2講評			
					19	水	刑共演習					16	水	民裁講義3	刑裁講義2	検察講義2	民弁講義3	刑弁講義2	自由研究
					20	木	刑共演習			民共問題研究		17	木	自由研究日					
					21	金	民裁起案1講評(1)					18	金	考試					
					月 ／ 日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)	24	月	刑裁問題研究2		民弁起案1講評		21	月	考試	
9 / 27	火	民裁講義1		刑裁講義1	刑弁講義1	25	火	民裁起案1講評(2)					22	火	考試				
28	水	民弁問題研究(1)					26	水	民弁起案2(即日)					23	水	勤労感謝の日			
29	木	検察講義1			民弁演習		27	木	民裁起案2(即日)					24	木	考試			
30	金	刑裁起案1(即日)					28	金	検察起案2(即日)					25	金	考試			
10 / 3	月	民裁問題研究					31	月	刑裁起案2(即日)					凡例 民裁…民事裁判 刑裁…刑事裁判 民弁…民事弁護 刑弁…刑事弁護 民共…民事共通 刑共…刑事共通 全共…全科共通 弁共…弁護共通 (即日)…即日起案 (23.4.22 司研企2印)					
4	火	検察起案1(即日)					11 / 1	火	民共講義		刑弁起案1講評								
5	水	民弁講義1			民弁問題研究(2)		2	水	刑弁起案2(即日)										
6	木	民共演習1			民裁講義2		3	木	文化の日										
7	金	民裁起案1(即日)					4	金	民共演習3										